

平成 29 年第 4 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議案

議案第 109 号

佐伯市個人情報保護条例の一部改正について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正の趣旨に鑑み、佐伯市個人情報保護条例に規定する個人情報の定義を明確にし、あわせて関係条例の整備をしようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 佐伯市個人情報保護条例の一部改正

次の表のとおり、個人情報の定義を明確にする（第 2 条関係）。

現行の定義	改正点
個人に関する情報に含まれる氏名、生年月日、 <u>その他の記述等</u> により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）	ア 「その他の記述等」について明記する。 ・ 文書又は図画に記載等されたもの ・ 電磁的記録により記録等されたもの ・ 音声、動作その他の方法で表された一切の事項 イ 「個人識別符号が含まれるもの」を新たに加える。 ・ 身体的特徴を電子計算機用に変換した符号（例：指紋認識データ、顔認識データ等） ・ 個人に発行されるカード等に記載された番号等（例：マイナンバー、運転免許証番号等）

(2) 佐伯市情報公開条例の一部改正

非公開情報となる個人情報の定義中、「その他の記述等」について、前記(1)と同様に明記する（第 7 条第 2 項第 2 号関係）。

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正

前記(1)の個人情報保護条例の改正（項の繰下げ）に伴い、同条例から引用している項番号を繰り下げる（第 2 条第 2 号関係）。

議案第 110 号

木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、「辺地に係る公

共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

平成29年6月に木浦辺地を含む祖母・傾・大崩がユネスコエコパークに登録されたことによりエリア内の藤河内溪谷が注目されているが、その周辺施設（キャンプ場、遊歩道、公衆トイレ等）は経年劣化による損傷が著しく危険箇所も多いため、改修（再整備）を行うことで市内外から訪れる観光客等の安全確保と利便性のよい環境の構築を図る必要がある。

この改修に係る事業費の財源として辺地対策事業債を活用するため、平成28年度から平成32年度までの総合整備計画に観光施設として祖母傾国定公園施設の整備に係る事業を追加し、14,500千円の辺地対策事業債の予定額を計上する。

議案第111号

工事請負契約の締結について（平成29年度社交防災第1-A-2号佐伯市防災備蓄倉庫（上城地区防災・避難広場）新築（建築主体）工事）

平成29年度社交防災第1-A-2号佐伯市防災備蓄倉庫（上城地区防災・避難広場）新築（建築主体）工事に係る工事請負契約を締結することについて、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- (1) 入札方式 指名競争入札
- (2) 工期 平成30年5月1日まで
- (3) 予定価格 192,096,360円（税抜き 177,867,000円）
- (4) 最低制限価格 172,886,724円（税抜き 160,080,300円）
- (5) 入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

（株）ヤマト富永工務店	175,500,000円（落札）
谷川建設工業（株）	176,800,000円
（株）疋田建築	177,867,000円
（株）佐々木建設	177,867,000円
旭産業（株）	辞退
小代築炉工業（株）	辞退
恵藤建設（株）	辞退
（有）宮成工務店	辞退
現代建設（株）	辞退
- (6) 契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）

佐伯市弥生大字大坂本36番地	
株式会社ヤマト富永工務店	
代表取締役 富永 覚	189,540,000円
	（落札率：98.67%）

議案第 112 号

財産の取得について（高規格救急自動車）

常備消防管理分の高規格救急自動車を経年劣化に伴い更新するため購入する必要がある。この車両の購入に当たり、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- (1) 購入予定車両 高規格救急自動車 1 台
- (2) 予定価格 36,206,349 円（税抜き 33,524,398 円）
- (3) 入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

新日本消防設備（株）	32,300,000 円
愛知ポンプ工業（株）	33,000,000 円
（株）ナカムラ消防化学大分営業所	辞退
大分トヨタ自動車（株）佐伯店	31,700,000 円（落札）
（株）消防防災	32,390,000 円
（株）富士総合防災	32,950,000 円
（株）コテガワ	辞退
九州丸防設備（株）	辞退
大分日産自動車（株）佐伯店	辞退
（株）武田商会	辞退
（有）メディカルエイト	31,900,000 円
キンパイ商事（株）福岡支店	辞退
- (4) 契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）

佐伯市大字上岡 1504 番地 1	
大分トヨタ自動車株式会社 佐伯店	
店長 田村康治	34,236,000 円
	（落札率：94.56%）

議案第 113 号

財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置）

非常備消防管理分の小型動力ポンプ付積載車及び林野火災用可搬式散水装置を更新する必要がある。この車両及び装置の購入に当たり「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- (1) 購入予定車両等

小型動力ポンプ（B3）付積載車（普通車・2WD）	8 台
林野火災用可搬式散水装置	18 個

- (2) 予定価格 42,098,400 円 (税抜き 38,980,000 円)
- (3) 入札業者及び入札金額 (消費税及び地方消費税を含まない金額)
- | | |
|-------------------|-------------------|
| 新日本消防設備 (株) | 37,170,000 円 (落札) |
| (株) ナカムラ消防化学大分営業所 | 辞退 |
| (株) 消防防災 | 37,980,000 円 |
| (株) 富士総合防災 | 辞退 |
| 九州丸防設備 (株) | 辞退 |
| (株) 武田商会 | 38,540,000 円 |
| (株) コテガワ | 39,896,000 円 |
- (4) 契約の相手方及び契約金額 (消費税及び地方消費税を含む金額)
- 大分市住吉町 2 丁目 6 番 34 号
 新日本消防設備株式会社
 代表取締役 中野裕之 40,143,600 円
 (落札率 : 95.36%)

議案第 114 号

佐伯市大手前情報発信館条例の制定について

大手前地区の交通結節点としての利便性を高めるとともに、その優位性を生かし、本市の豊かな自然及び歴史並びに人をつなぐ機会の創出に資するため、本市の魅力その他の情報を発信する拠点として、佐伯市大手前情報発信館を設置することに関し、新たに条例の制定を行おうとするものである。

議案第 115 号

佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

宇目田原簡易水道の 1 日最大給水量を改めようとするものである。

宇目田原簡易水道の給水区域のうち、田代地区の「道の駅宇目」に係る 1 日最大給水量 (20 m³) が、当該施設の供用開始時 (平成 7 年 4 月) から水道事業計画に反映されていなかったことから、当該 1 日最大給水量を現計画の宇目田原簡易水道の 1 日最大給水量 (200 m³) に加え、宇目田原簡易水道の 1 日最大給水量を 220 m³ に改めようとするものである。

議案第 116 号

財産の取得について (永野工場用地)

永野工場用地として土地を取得することについて、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- (1) 買収する土地 佐伯市大字木立字永野 2009 番 1 ほか 17 筆

- 60,020.29 m²
- (2) 買収の相手方 佐伯市中村南町1番1号
佐伯市土地開発公社
理事長 阿部邦和
- (3) 買収の方法 随意契約
- (4) 買収予定価格 420,137,127円 (1 m²当たり単価：約7,000円)

議案第117号

平成28年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成28年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金を自己資本金、減債積立金、建設改良積立金及び利益積立金としてそれぞれ処分し、その残余を翌年度に繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

平成28年度の水道事業会計決算において生じた未処分利益剰余金222,512,262円のうち、自己資本金に45,000,000円を組み入れ、及び減債積立金に40,000,000円、建設改良積立金に30,000,000円、利益積立金に14,000,000円を積み立て、その残余となる93,512,262円を翌年度繰越利益剰余金とする。

議案第118号

佐伯市税条例の一部改正について

国税通則法施行令の一部改正に伴い、災害等による申告等の期限延長制度を拡充するとともに、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例措置を創設するほか、規定の整理をしようとするものである。

<主な改正の内容>

- (1) 災害等による申告等の期限延長制度の拡充

平成29年4月1日以後に生じた災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、納付等をすべき者であって期限までにこれらの行為のうち特定の税目に係る特定の行為をすることができないと認める者が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲、期日等を指定して当該期限を延長することとする(第18条の2第2項関係)。

- (2) 控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整理

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正に伴い、平成31年1月1日から、現行の「控除対象配偶者」が給与所得者等の合計所得金額に応じて「控除対象配偶者」、「同一生計配偶者」及び「源泉控除対象配偶者」の3種類に分類される。

この改正に伴い、条例において引用している「控除対象配偶者」を必要に応じて「同一生計配偶者」に改める(第32条第1号及び第2号、附則第5条第

1 項関係)。

(3) 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の導入

企業主導型保育事業の用に供する固定資産の課税標準の特例措置について、国の示す割合を参酌して一定の範囲内において特例割合を条例で定める「わがまち特例」が導入された。

この特例割合について、待機児童の解消に資するため、国の示す割合よりも高い軽減割合とする（附則第 10 条の 2 第 17 項関係）。

対象資産	平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合における当該施設の用に供する固定資産
わがまち特例の内容	最初の 5 年度分に限り、固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例割合について、1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下で市町村の条例で定める割合とする。
本市で定める特例割合	1/3（国の示す参酌割合より高い軽減割合）

議案第 119 号

佐伯市都市計画税条例の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の課税標準の特例措置を創設しようとするものである。

都市計画税の課税標準の特例措置として、前記の議案第 118 号の「(3) 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の導入」と同様の特例割合（3分の1）を定めようとするものである（附則第 6 項関係）。

議案第 120 号

佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について

平成 30 年 1 月に移転する米水津小学校の敷地内に「よのうづ子どもクラブ」を、木立小学校の敷地内に「木立ゆめっ子クラブ」をそれぞれ新たに設置することに伴い、その名称及び位置を定めようとするものである。

名称、位置及び運営開始日は、次の表のとおりである。

名称	位置	運営開始日
よのうづ子どもクラブ	佐伯市米水津大字浦代浦 150 番地 2	平成 30 年 1 月 4 日
木立ゆめっ子クラブ	佐伯市大字木立 4480 番地	平成 30 年 4 月 1 日

議案第 121 号

損害賠償事件の和解について

損害賠償事件の和解について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めようとするものである。

- (1) 事 件 名：佐伯市宇目大字千束 1147 番 1 付近の県道小野市重岡線で発生した交通事故に係る損害賠償事件
 - (2) 相 手 方：佐伯市宇目大字塩見園 1475 番地 1 渡邊洋一（相続人）
 - (3) 事件の概要：平成 29 年 3 月 23 日午後 4 時 10 分頃、佐伯市宇目大字千束 1147 番 1 付近の県道小野市重岡線において、佐伯市立宇目緑豊小学校スクールバス運行業務委託業者の運転手が市有スクールバスを運転していたところ、対向車線を走行中の相手方の被相続人が運転する軽自動車は中央線を越えて当該市有スクールバスの走行車線に進入してきたため衝突し、当該市有スクールバスの右側前部を破損した。
 - (4) 和 解 内 容：相手方が佐伯市に損害賠償金を支払う。
 - (5) 賠 償 金 額：7,234,690 円
- | | | |
|---------|-------|-------------|
| 上記金額の内訳 | 時価全損金 | 6,000,000 円 |
| | けん引費用 | 283,630 円 |
| | 代車費用 | 951,060 円 |

諮 問

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者坂本寛喜）

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村長は法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

佐伯市の人権擁護委員のうち高志勇二郎（たかじ ゆうじろう）委員の任期が平成 29 年 9 月 30 日で満了するため、新たに坂本寛喜（さかもと ひろき）氏を推薦しようとするものである。

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者山崎芳生）

諮問第 2 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち丸山祥永（まるやま しょうえい）委員の任期が平成 29 年 9 月 30 日で満了するため、新たに山崎芳生（やまさき よしお）氏を推薦しよう

とするものである。

諮問第 4 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者高野健一）

諮問第 2 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち高野健一（たかの けんいち）委員の任期が平成 29 年 12 月 31 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

専決処分の報告

報告第 21 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、平成 29 年 8 月 1 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

事 件 名：佐伯市大字長谷 6682 番地先の市道川田江下線に隣接する土地で発生した物損事故に係る損害賠償事件

相 手 方：佐伯市大字長谷 9682 番地 111 中野和代

事件の概要：平成 29 年 4 月 10 日午前 9 時 30 分頃、佐伯市大字長谷 6682 番地先の市道川田江下線に隣接する土地において、当該市道敷内の樹木が倒れ、駐車していた相手方が所有する軽自動車の天井部、ボンネット、フロントガラス及び左側後部を破損した。

和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠 償 金 額：126,000 円（保険適用範囲内）
（時価全損金：126,000 円）

報告事項

第 12 号報告

株式会社まちづくり佐伯の経営状況について

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、「株式会社まちづくり佐伯」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 13 号報告

一般財団法人三余館の経営状況について

第 12 号報告と同様に、「一般財団法人三余館」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 14 号報告

株式会社道の駅やよいの経営状況について

第 12 号報告と同様に、「株式会社道の駅やよい」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 15 号報告

株式会社うめの経営状況について

第 12 号報告と同様に、「株式会社うめ」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 16 号報告

株式会社かまえ町総合物産サービスの経営状況について

第 12 号報告と同様に、「株式会社かまえ町総合物産サービス」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 17 号報告

有限会社きらりの経営状況について

第 12 号報告と同様に、「有限会社きらり」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 18 号報告

公益財団法人さいき農林公社の経営状況について

第 12 号報告と同様に、「公益財団法人さいき農林公社」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第 19 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

市長の専決処分事項に関する条例本則第 1 号及び第 2 号の事項（1 件 200 万円以内の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

- (1) 専決処分日：平成 29 年 7 月 12 日
- (2) 事故の場所：佐伯市蒲江大字野々河内浦 801 番地 1 付近の市道野々河内線

- (3) 相手方：佐伯市蒲江大字森崎浦 1440 番地 渡邊鎮人
- (4) 事故の概要：平成 29 年 5 月 3 日午後 8 時 5 分頃、佐伯市蒲江大字野々河内浦 801 番地 1 付近の市道野々河内線において、蒲江方面隊蒲江分団の団員が消防活動上運転する市有消防積載車で方向転換をしようとして後進していた際、後方確認が不十分であったため、後方で駐車中の相手方が所有する軽自動車に接触し、当該軽自動車の右側側部を損傷した。
- (5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) 賠償金額：77,004 円（保険適用範囲内）
（車両修理費：77,004 円）

第 20 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第 19 号報告と同様の報告である。

- (1) 専決処分日：平成 29 年 7 月 27 日
- (2) 事故の場所：佐伯市大字霞ヶ浦 325 番 3 付近の国道 217 号
- (3) 相手方：津久見市大字四浦 6335 番地 成松 徹
- (4) 事故の概要：平成 29 年 6 月 16 日午後 3 時 20 分頃、佐伯市大字霞ヶ浦 325 番 3 付近の国道 217 号において、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転していたところ、前方を走行中の相手方が所有する軽自動車が横断歩道を横断中の歩行者に気付いて急停止したため、当該市有自動車を停止しようとしたが間に合わず追突し、当該軽自動車の後部を破損した。
- (5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) 賠償金額：241,500 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳	時価全損金	199,500 円
	代車費用	42,000 円